

平成26年度法務省調達改善計画の概要

目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)等に基づき、調達の適切性及び透明性を確保し、国民に対して質の高い公共サービスをより効果的に提供するため、PDCAサイクルにより、調達改善を推進するに当たり、法務省が取り組むべき事項等について定める。

調達の現状分析

○ 法務省の調達の全体像(平成24年度)

契約件数 約6,700件

契約金額 約1,600億円

そのうち、物品役務等が件数、金額とも9割以上を占める。

また、法務本省における調達が、全契約金額の約6割を占める。

○ 随意契約及び一者応札の改善状況

これまでの取組により、競争性のない随意契約及び一者応札について、以下のとおり改善

・全契約件数に占める競争性のない随意契約の割合

平成17年度 58%

→ 平成24年度 19%

・一者応札件数

平成20年度 1,346件

→ 平成24年度 812件

調達改善の取組内容

○ 重点的な取組

・情報システムに係る調達<法務本省における主要な調達>

国庫債務負担行為による複数年度契約の活用とともに、CIO補佐官の助言を受けた仕様の見直し、明確化等により、契約の競争性の確保等を図る。

・庁舎維持管理に係る調達<新たな調達手法の活用>

国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等により、調達費用の削減等を図る。

○ 継続的な取組

・随意契約及び一者応札となっている調達

仕様の見直し、明確化等により、調達内容の水準の向上、契約の競争性の確保等を図る。

・庁費類(汎用的な物品役務等)の調達

合同庁舎単位、地方ブロック単位又は近隣官署単位での共同調達を推進する。

○ その他の取組

・リサイクルトナーの活用

・少額随意契約可能案件における一般競争入札の実施

・カード決済の活用

・旅費業務の効率化

・ネットオークションの活用

・人事評価への反映

・人材の育成

・内部監査の活用

・外部有識者による個別調達案件の点検

推進体制

◇ 本計画に定める各事項を着実に実施するため、「法務省行政事業レビュー推進チーム」により取り組む。

◇ 外部有識者である契約監視会議の各委員に、取組に関する指導、助言等を求める。

自己評価の実施等

◇ 上半期及び年度終了後において、実施した取組内容について把握し、目標の達成状況、今後の対応方針等について、自己評価を行う。

◇ 本計画に関する取組状況等は、法務省ホームページにおいて公表する。